

# 東日本大震災の被害に遭われた方に 免状再交付手数料の減免を行います。

東京都では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害で、消防設備士・危険物取扱者免状を喪失・破損等した被災者の方が免状を再交付する場合、再交付手数料を減免できることといたしました。

再交付手数料の減免を希望する方は、下記要領にて申請をお願いします。

## <対象者>

東京都知事交付の危険物取扱者・消防設備士免状を所持し、今回の地震災害により免状を喪失・破損等し、手数料の減免を希望する方

## <申請受付窓口>

窓口：都内の各消防署、消防分署、消防出張所（稲城市・島しょ地区を除く）

郵送：東京消防庁予防部防火管理課試験講習係

注1 郵送申請の場合は、事前に申請内容の確認をさせていただきますので、申請書等を郵送する前に下記問合せ先までご連絡ください。

注2 (財)消防試験研究センター 中央試験センターでは手数料減免による申請はできません。

## <申請に必要な書類等>

- ・書換・再交付申請書 ※1
- ・写真 ※2
- ・り災証明書又は被災証明書
- ・返信用封筒（郵送申請の場合のみ）※3
- ・本人証明書類 ※4
- ・その他証明書類 ※5（氏名・本籍・生年月日の変更を伴う場合のみ）

(※1) 申請書は、下記のところで入手できます。

- ・都内の各消防署、消防分署、消防出張所
- ・財団法人消防試験研究センターの各都道府県支部（東京は中央試験センター）
- ・財団法人消防試験研究センター又は東京消防庁のホームページ

交付年月日及び交付番号がわからない場合は空欄としてください。

(※2) 写真は、申請書の右上に貼ってください。

〔縦4.5cm、横3.5cm、無帽・無背景、正面上三分身像、6ヶ月以内に撮影したもの〕

(※3) 新免状を申請者に郵送するための封筒です。

定型封筒（長さ14～23.5cm、幅9～12cm）に、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、**簡易書留郵便料380円分の切手を貼ってください。**

(※4) 運転免許証、パスポート、保険証、住基カード（写真付き）のいずれかの写しを同封してください。

(※5) 戸籍抄本、住民票その他公的機関が発行した文書で、書換え事由を確認できるものを同封してください。

## <その他>

(1) 後日申請内容を確認する場合がありますので、必ず申請書に平日昼間に連絡のつく電話番号を記載してください。

(2) 申請に必要な書類をそろえることが困難な場合は、お問合せください。

## ● 郵送及び問合せ先

東京消防庁消防技術試験講習場 4階 防火管理課試験講習係

〒101-0021 東京都千代田区外神田4-14-4

電話 03-3255-2945（電話受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで）

